

## 盛岡市カラス被害防除機材貸出要領

### (目的)

第1 この要領は、市民等のカラスによる被害を防止するため、市が所有するカラス被害防除機材（以下「機材」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2 機材の貸出対象者は、市内に住所を有する個人及び市内に所在地を有する団体又は法人とする。

### (貸出窓口等)

第3 貸出窓口、貸出物品及び貸出期間は、別表のとおりとする。

### (貸出及び返却の方法)

第4 機材の貸出を希望する者は、貸出窓口に電話等で機材の貸出状況を確認のうえ予約し、カラス被害防除機材貸出申請書（様式）を提出するものとする。なお、希望が重複した場合は、先に予約を受け付けたものを優先する。

2 前項による申請が適当と認められるときは、市の使用を妨げない範囲において、申請者に対して機材を貸出するものとする。

3 貸出申請書を提出したもの（以下「申請者」という。）は、機材を貸出窓口から直接受け取り、貸出窓口へ直接返却するものとする。ただし、申請者が直接返却することが出来ない場合は、貸出窓口に連絡の上、代理の者が返却できるものとする。

### (使用場所)

第5 機材を使用する場合は、市の区域内で、申請者が所有する場所とする。

### (貸出料金)

第6 貸出料金は、無料とする。

### (損害賠償)

第7 市は、申請者が故意又は過失により機材を破損又は汚損した場合は、申請者に対して再購入又は修繕に係る費用の負担を求めることができる。

### (禁止事項等)

第8 申請者は、機材を使用して次の行為を行ってはならない。

- (1) 営利目的の活動を行うこと。
- (2) 特定の個人、政治団体又は宗教団体の利益に供する行為若しくは中傷するための行為など誤解を招くおそれのある活動を行うこと。
- (3) 機材を第三者に転貸すること。

2 申請者は、機材の使用及び使用後の手入れについて貸出窓口が示す注意事項を守らなければならない。

### (補則)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### (実施期日)

第10 この要領は、平成29年7月19日から実施する。

別表 貸出窓口と貸出物品

貸出窓口 盛岡市環境部環境企画課

住所 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎

連絡先 019-613-8419

貸出物品名	貸出期間	備考
K226-20ST-NZ からす鉄報隊	14日以内	別途電源が必要
K226-H-C1 からす鉄報隊 ハンディーモデル	14日以内	
The LED FLASHLIGHT LK-114G	30日以内	夜間のカラス追払い用